

令和8年度国会議員連絡会議 次第

日時：令和8年6月3日（水）18時00分～18時55分

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 県側出席者紹介
- 4 議 事
 - ・ 令和9年度 国の施策に対する提案・要望について
- 5 意見交換
- 6 閉 会

令和8年度国会議員連絡会議 県側出席者

	職 名	氏 名
1	知 事	大 野 元 裕
2	副 知 事	堀 光 敦 史
3	副 知 事	山 崎 達 也
4	副 知 事	伊 藤 高
5	警 察 本 部 長	小 澤 孝 文
6	教 育 長	石 川 薫
7	公 営 企 業 管 理 者	板 東 博 之
8	下 水 道 事 業 管 理 者	北 田 健 夫
9	特 別 秘 書	木 俣 敬 伸
10	特 別 秘 書	萩 原 由 浩
11	企 画 財 政 部 長	都 丸 久
12	総 務 部 長	三 橋 亨
13	県 民 生 活 部 長	横 内 ゆ り
14	危 機 管 理 防 災 部 長	武 澤 安 彦
15	環 境 部 長	竹 内 康 樹
16	福 祉 部 長	岸 田 正 寿
17	保 健 医 療 部 長	縄 田 敬 子
18	産 業 労 働 部 長	萩 原 啓
19	農 林 部 長	竹 詰 一
20	県 土 整 備 部 長	小 島 茂
21	都 市 整 備 部 長	中 村 克
22	会 計 管 理 者	堀 口 幸 生
23	東 京 事 務 所 長	藤 田 努
24	企 画 財 政 部 企 画 総 務 課 長	坂 入 康 昭
25	企 画 財 政 部 財 政 課 長	秋 田 大 輔
26	総 務 部 税 務 課 長	多 胡 一 茂

令和9年度
国の施策に対する提案・要望
について

〈日時〉 令和8年6月3日（水）18時00分～

説明項目

I 歴史的課題への挑戦

(スライド番号)

■人口減少・超少子高齢社会への対応

- ・ 保育士の処遇改善と人材確保の推進 ③
- ・ 学校給食費の無償化の検討 ⑥
- ・ 地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行に対する支援 ⑦
- ・ リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進 ⑧
- ・ 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援 ⑨

■激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え

- ・ 八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する
技術的支援及び財政的支援の拡充 ⑩
- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に伴う流域治水対策及び幹線道路網の強化 ⑪

II 「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現

■安心・安全の追究

- ・ トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止にかかる要望 ⑬
- ・ 医療・介護・福祉分野における人材確保及び安定運営確保の推進 ⑭

■誰もが輝く社会

- ・ いわゆる「高校無償化」に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討 ⑮

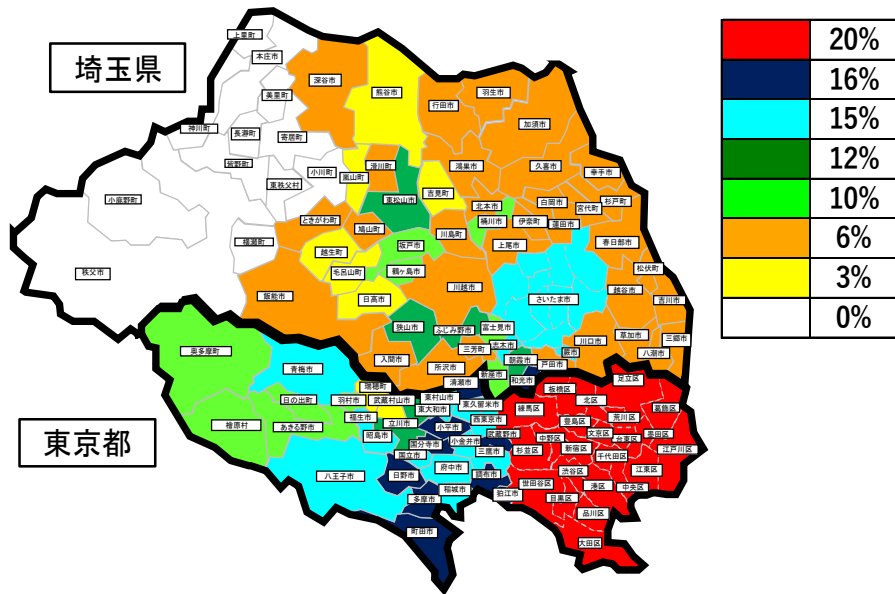
III 地方自治の確立

■自治財政権の確立

- ・ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築 ⑯

保育士の処遇改善と人材確保の推進

現行の保育の公定価格の地域区分

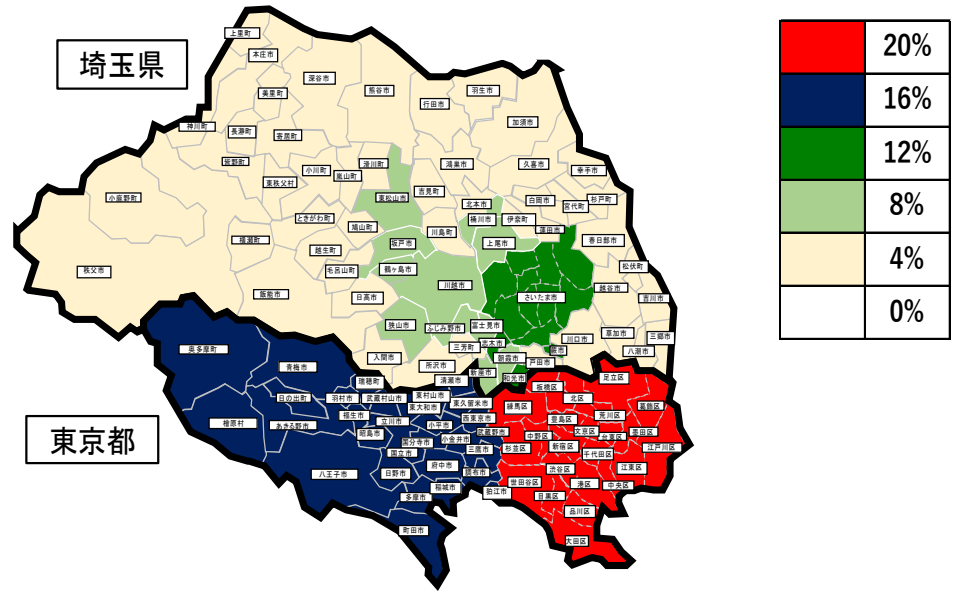


埼玉県 (6%地域) 年間運営費収入 (90人定員で試算) 13,088万円/年

都県境で 年間1,185万円の差!

東京23区 (20%地域) 年間運営費収入 (90人定員で試算) 14,273万円/年

R6人事院勧告の地域手当の級地区分が適用されたと仮定



埼玉県 (4%地域) 年間運営費収入 (90人定員で試算) 12,925万円/年

都県境で 年間1,348万円の差!

東京23区 (20%地域) 年間運営費収入 (90人定員で試算) 14,273万円/年

さらに163万円拡大

- 国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧に議論をするとともにその意見を反映させること。
- 東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得、公示価格を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

要望

保育士の処遇改善と人材確保の推進

(単位：万円) 【参考】

市名	現在の支給割合	(仮) 新たな支給割合	現在の年間運営費収入 * 1 A	(仮) 新たな年間運営費収入 * 1 B	平均所得 * 2 * 4	平均公示価格 * 3 * 4	隣接する 主な 東京都 自治体名	現在の支給割合	(仮) 新たな支給割合	現在の年間運営費収入 * 1 C	(仮) 新たな年間運営費収入 * 1 D	平均所得 * 2 * 4	平均公示価格 * 3 * 4	現在の年間運営費収入の差 E (C-A)	(仮) 新たな年間運営費収入の差 F (D-B)	格差の拡大額 G (F-E)	東京都への就業割合 (%) * 5
三郷市	6%	4%	13,088	12,925	374.4	12.0	葛飾区	20%	20%	14,273	14,273	396.1	38.8	1,185	1,348	163	29.2
八潮市	6%	4%	13,088	12,925	379.2	14.4	足立区	20%	20%	14,273	14,273	390.0	41.1	1,185	1,348	163	34.6
草加市	6%	4%	13,088	12,925	374.6	16.0	足立区	20%	20%	14,273	14,273	390.0	41.1	1,185	1,348	163	38.0
川口市	6%	4%	13,088	12,925	392.5	26.5	足立区	20%	20%	14,273	14,273	390.0	41.1	1,185	1,348	163	35.6
戸田市	6%	4%	13,088	12,925	409.1	31.2	板橋区	20%	20%	14,273	14,273	419.3	55.4	1,185	1,348	163	39.9
和光市	16%	12%	13,943	13,601	446.7	30.5	練馬区	20%	20%	14,273	14,273	476.0	48.1	330	672	342	54.5
朝霞市	12%	8%	13,601	13,261	416.6	27.8	練馬区	20%	20%	14,273	14,273	476.0	48.1	672	1,012	340	42.0
新座市	10%	8%	13,421	13,261	385.7	22.1	練馬区	20%	20%	14,273	14,273	476.0	48.1	852	1,012	160	41.6
所沢市	6%	4%	13,088	12,925	388.9	19.3	武蔵村山市	3%	16%	12,839	13,943	347.3	12.9	▲ 249	1,018	1,267	36.5
入間市	6%	4%	13,088	12,925	347.7	10.4	瑞穂町	3%	16%	12,839	13,943	355.6	9.7	▲ 249	1,018	1,267	24.7
飯能市	6%	4%	13,088	12,925	345.5	9.0	青梅市	15%	16%	13,850	13,943	376.2	9.9	762	1,018	256	20.9

* 1 90人定員で試算

* 2 R7総務省「市町村税課税状況等の調」

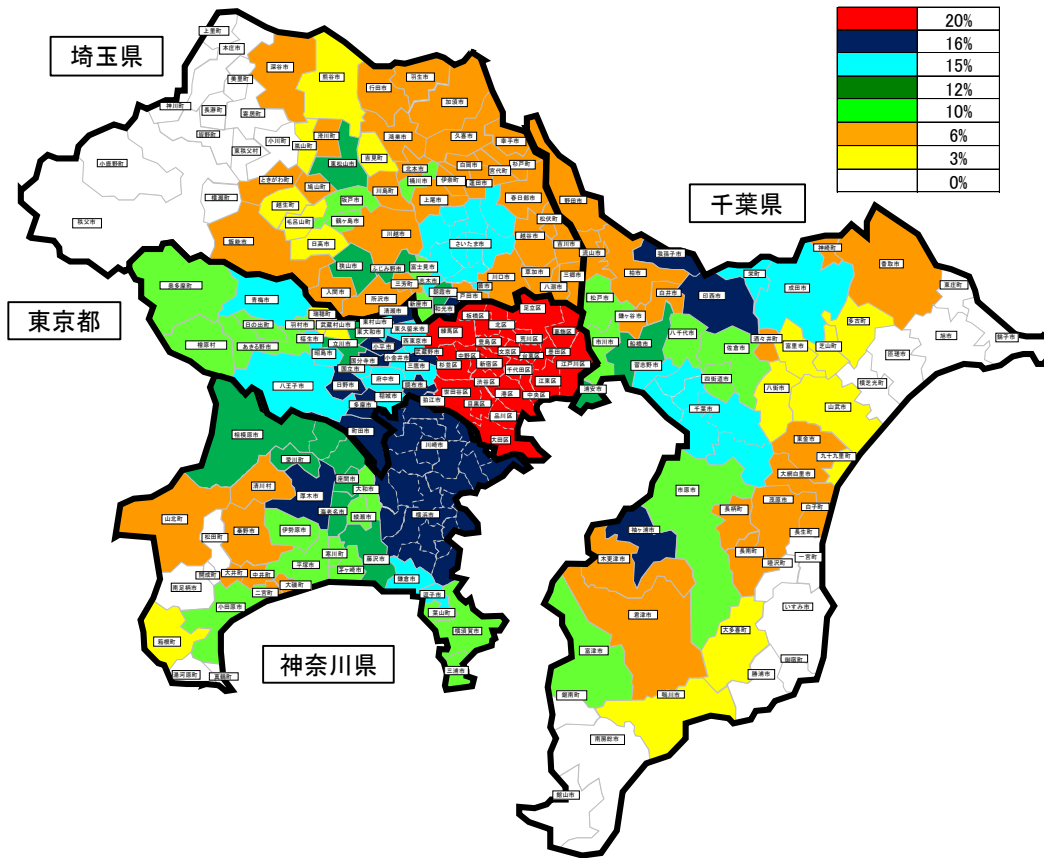
* 3 R8国土交通省「地価公示（住宅地）」

* 4 平均所得と平均公示価格については、県内自治体と東京都の自治体を比較して高い方を色塗り

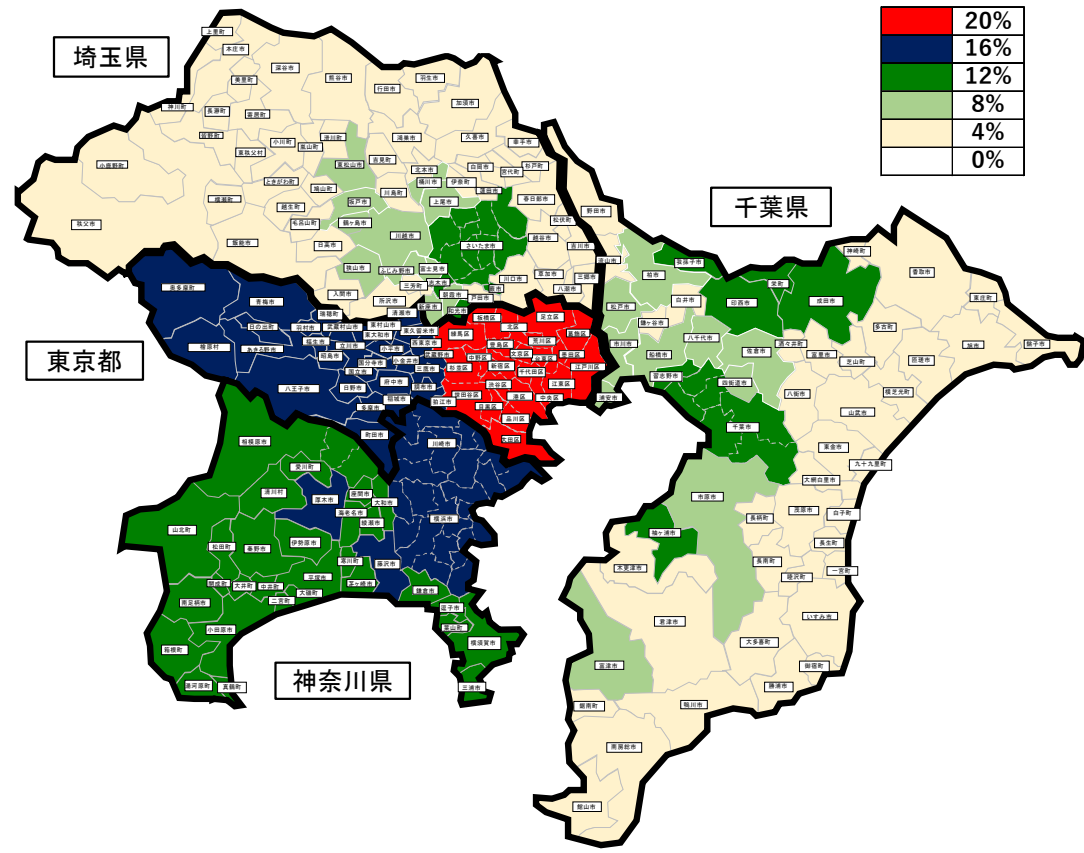
* 5 R2国勢調査「従業地による人口・就業状況等集計」

保育士の処遇改善と人材確保の推進

現行の保育の公定価格の地域区分



R6人事院勧告の地域手当の級地区分が適用されたと仮定



学校給食費の無償化の検討

現 状

- 国の令和8年度「学校給食費の抜本的な負担軽減事業」予算により、小学校段階（公立）の児童に係る学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されている。

本県の取組

- 県立特別支援学校（小学部）に通う児童の学校給食費の補助
- 学校給食費の負担軽減に取り組む自治体を支援するため、市町村に補助金を交付

*基準額（完全給食）

小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
5,200円	6,200円

小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費の支援（国1/2、都道府県1/2）
支援額： 給食実施校の在籍児童数 × 基準額* × 11か月

課 題

- 基準額を超える部分は、各自治体による負担、保護者による負担など自治体により対応が異なるため、地域間で格差が生じるおそれがある。

要望

学校給食費における地域間格差をなくすため、抜本的な負担軽減ではなく、公立私立に関わらず小・中学校の学校給食の無償化について、国の責任で全ての財源を確実に確保し、具体的な施策を示すこと。

地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行に対する支援

現 状

- 標準化対象20業務を原則令和7年度末までに標準準拠システムに移行することが求められていたが、移行時期が集中したことで事業者の人手不足や撤退が生じ、移行困難なシステム（特定移行支援システム）が生じた。
- 今後も地方公共団体における移行経費や運用経費に係る負担の増大が見込まれる。

	全対象システム数	特定移行支援システム数	全自治体数	特定移行支援システムを有する自治体数
全国	34,592	8,956 (25.9%)	1,788	935 (52.3%)
埼玉県	1,262	234 (18.5%)	64	33 (51.6%)

(令和7年12月現在)

【国の対応】

- 移行経費に対する補助金の財源となる基金（デジタル基盤改革支援基金）の設置年限を令和12年度末まで5年延長した。
- 特定移行支援システムについては令和12年度末まで移行を支援することとした。
- 令和7年度から運用経費の増加分について、普通交付税で措置をすることを決定した。
- 令和7年度補正予算において、各自治体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定し、同計画に基づき運用最適化を図るための事業を創設した。自治体が当該事業を実施した場合に一時的に増加する運用経費が補助される。

課 題

- 「デジタル基盤改革支援基金」の上限額が令和6年度の調査を基に算出されているため、物価や人件費の高騰等による移行費用の増大に対応できるか懸念がある。
- 「地方公共団体情報システム運用最適化計画」に基づく補助金や普通交付税のみで増加した運用経費が賄われるのか不透明である。

要望

- 各自治体における移行経費を適切に把握し、引き続き必要な財政支援措置を講ずること。
- 運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。

リチウム蓄電池等の適正処理・再資源化の推進

現 状

- ・リチウム蓄電池に起因する県内ごみ処理施設等の火災事故が増加
⇒火災全体の約8割（R6：1,076件／1,301件）
- ・ごみの収集停止による県民生活に深刻な影響
- ・施設復旧やごみ処理委託に多額の費用

本県の取組

- ・リチウム蓄電池等からレアメタルを回収・再資源化する
実証試験を県内6市や再資源化事業者と連携して実施
- ・市町村向け分別回収マニュアルを作成

課 題

- ・市町村単位では回収量が少なく、巡回する再資源化事業者の採算が合わず事業として成り立たない
- ・コスト低減を図るには、複数市町村の回収分をまとめて再資源化事業者へ引き渡す広域回収・再資源化体制を構築する必要がある



要望

リチウム蓄電池等の適正処理と、電池に含まれるレアメタル等の再資源化を推進するため、市町村の連携による広域回収・再資源化体制の構築に必要な財政措置等を講ずること。

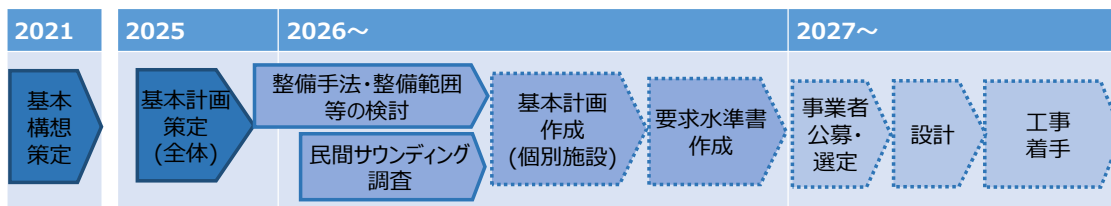
大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援

現 状

- 大宮スーパー・ボールパーク構想は大宮公園を国内外に誇るオンリーワンの賑わいと交流の拠点として、主要施設である双輪場、野球場、サッカー場とその周辺を再編整備し、「**試合がある日もない日も楽しめる公園**」とするもの。
- 令和7年9月に、整備に当たってのコンセプトなどを示す大宮スーパー・ボールパーク基本計画を策定。
- 今後、民間の資金やノウハウを活用し、魅力的な賑わいエリア・競技施設の整備を進め、持続可能な公園運営を行う。

課 題

- 野球場やサッカー場、多目的競技場といった集客・賑わい施設について、官民連携による整備などを検討しており、国の技術的支援が必要である。
- 今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。



航空写真



基本計画(ゾーニング)



要望

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため、事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する技術的支援及び財政的支援の拡充

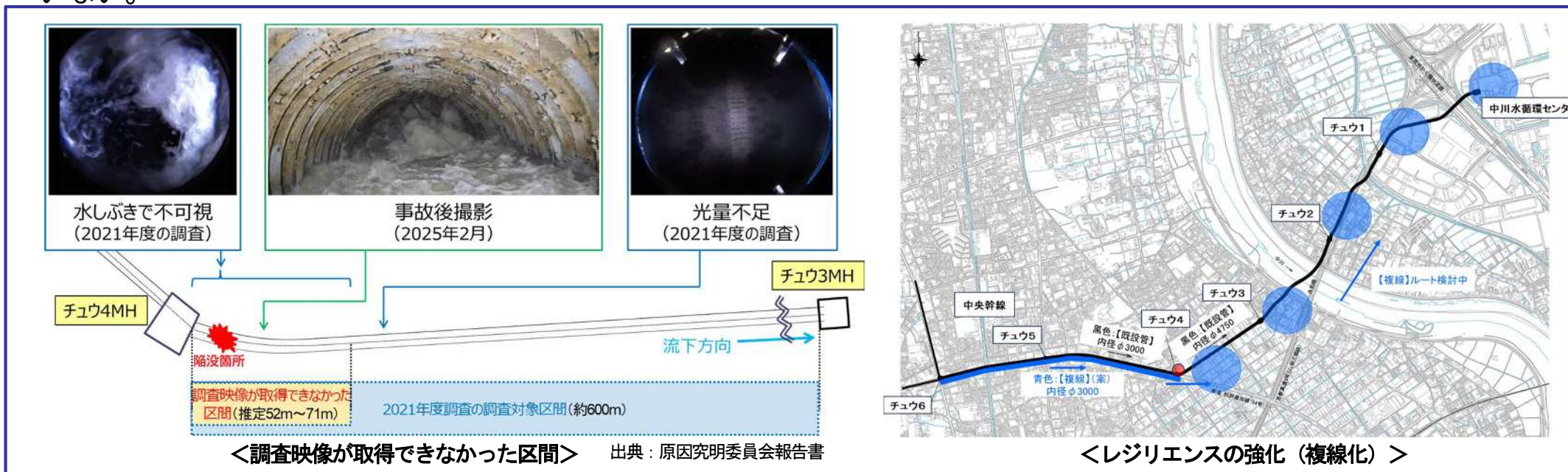
現 状

令和7年1月28日、埼玉県八潮市内で中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生した。

これを受けて、事故の発生を未然に防ぐため、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路について国の財政措置が拡充された。

課 題

大口径で常時流量が多く流れを止められない大規模下水道における点検・調査や改築・更新の手法は、確立されていない。



要望

大規模下水道の点検・調査や改築・更新における手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図りたい。

第1次国土強靱化実施中期計画に伴う流域治水対策及び幹線道路網の強化

【背景】近年大きな水災害が頻発

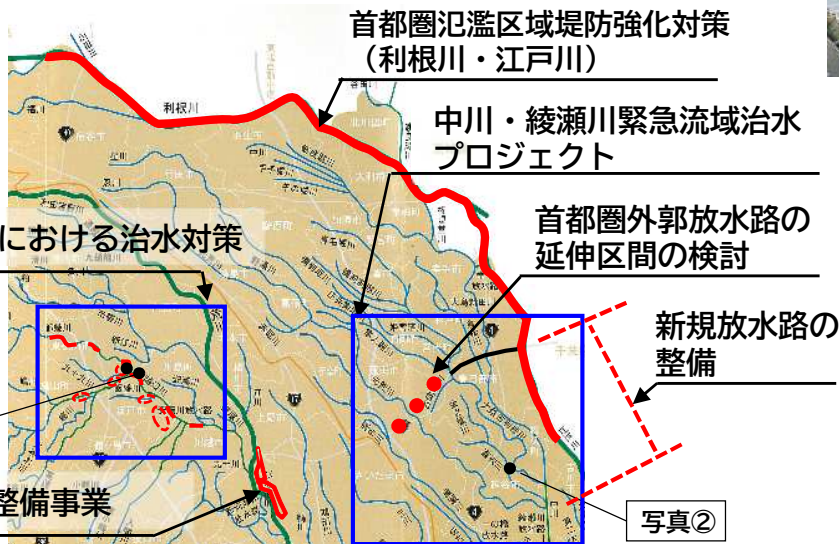
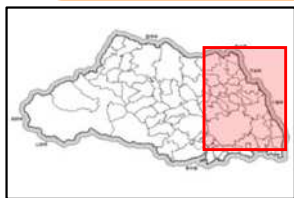
令和元年 東日本台風



令和5年 6月の大雨



主な直轄事業



主な埼玉県の事業

激甚化する水災害などへの備え

河道整備



調節池整備



流域対策の強化



排水機場の機能保全



要望

- ・ 直轄河川における治水対策を強力に推進すること。
- ・ 県管理河川の整備推進が図られるよう、当初予算を含め、必要な財源を確保し、配分すること。
- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

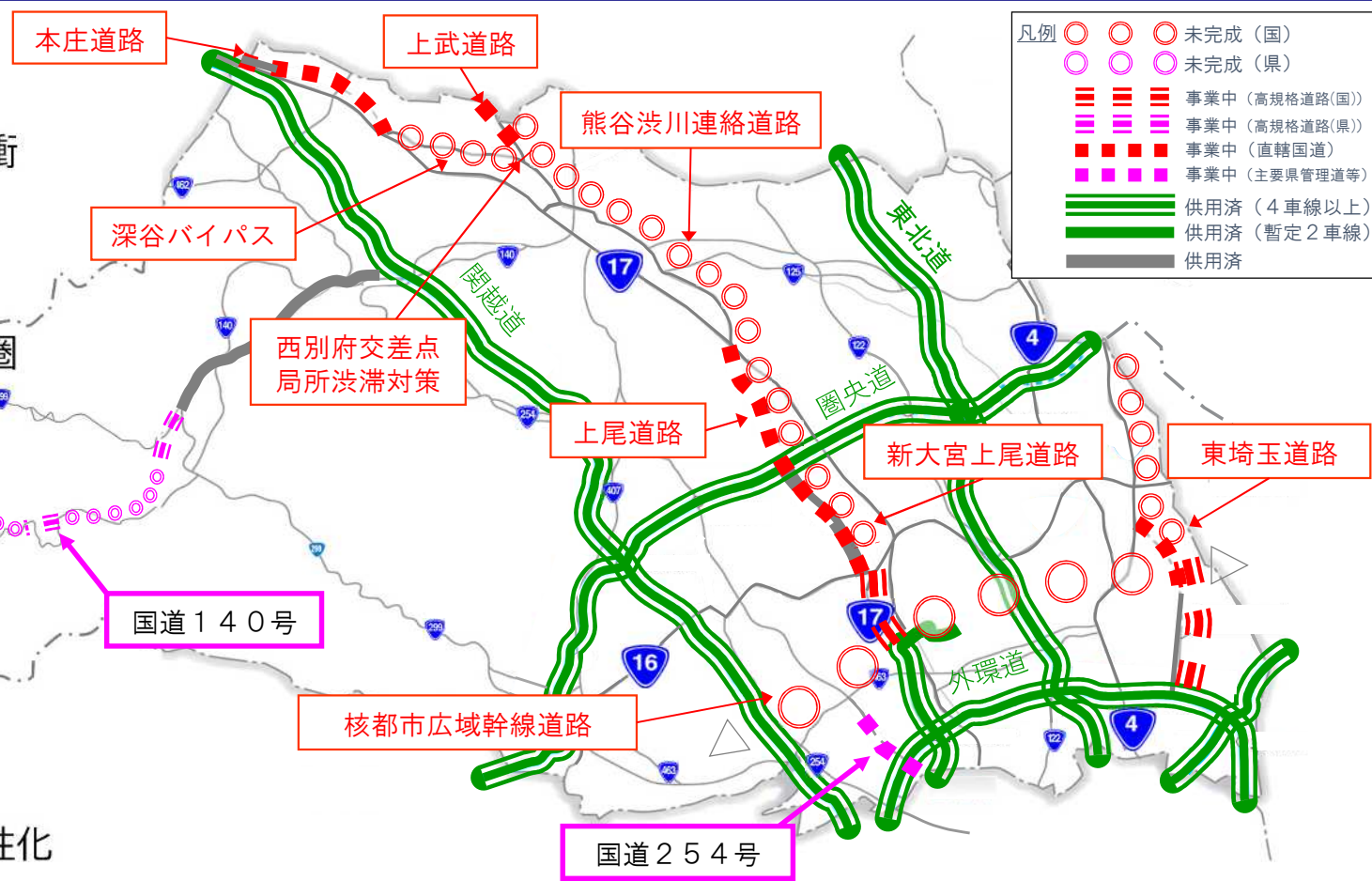
第1次国土強靱化実施中期計画に伴う流域治水対策及び幹線道路網の強化

現状・課題

- ・ 6本の高速道路が結節する広域幹線道路ネットワークの要衝
- ・ 国道17号や国道4号におけるバイパス等未整備区間周辺の慢性的な渋滞
- ・ 平常時及び災害時における首都圏全体の道路網の強化

対策・効果

- ・ 幹線道路網の強化による、災害時における輸送路のリダンダンシー確保・強化
- ・ 未接続箇所の整備による、慢性的な渋滞の解消と物流効率化による地域経済の活性化



要望

- ・ 直轄国道等における事業中区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化を図ること。
- ・ 県内の主要幹線道路網の強化のため、当初予算を含め、必要な財源を確保し、配分すること。
- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止にかかる要望

現 状

- ・ 難民認定申請複数回申請者は、同国籍者が最も多い。
- ・ 難民等不認定者（難民申請不認定後の審査請求で「理由なし」とされた者）は、同国籍者が2番目に多い。
- ・ 県内同国籍者の特徴として、半数以上が難民申請者等に与えられる特定活動の在留資格で滞在。

課 題

- ・ 特定の地域に特定活動で滞在する者が集まっている状況。
- ・ 退去強制令書発付後に仮放免中の者も同国籍者が最も多い。

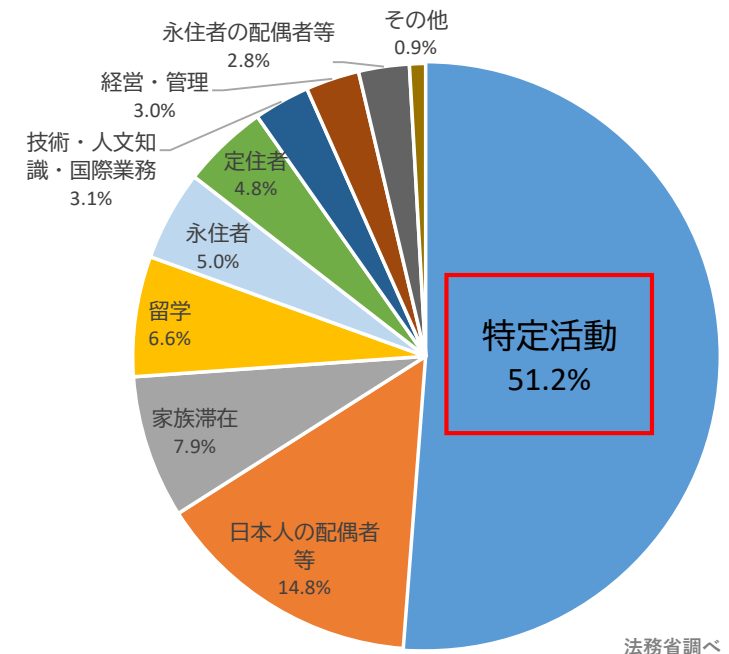


地域住民の不安、自治体へのしわ寄せ

令和7年法務省 難民申請等データ（上位3か国）

複数回申請者	トルコ 423人	スリランカ 213人	インド 126人
難民等不認定者	スリランカ 844人	トルコ 640人	パキスタン 287人
仮放免者	トルコ 504人	イラン 250人	スリランカ 154人

埼玉県トルコ国籍者の在留資格別（R7.6月末）



要望

JESTAの導入等が行われるまでの間、トルコ共和国との相互査証免除協定について、現状を踏まえ一時停止措置を講じること。

医療・介護・福祉分野における安定運営確保及び人材確保の推進

共通課題

- 物価高騰や人件費増により、経営環境が悪化
- 収入の大部分を占める診療報酬・介護報酬等が公定価格であるため、利用者負担に転嫁できず経営悪化
- 処遇改善の遅れにより人材不足が深刻化

現 状

医療

- 物価高騰に対する年度途中を含めた適時適切な対応が必要
- 控除対象外消費税の問題による経営圧迫
- 医療人材の確保・定着が困難

介護

- 基本報酬が減額された訪問介護は倒産・廃業が増加
- 食材費などの物価高騰による経営悪化
- 他産業との賃金格差により人材の確保・定着が困難

福祉

- 公定価格に依存し収入増が困難
- 食材費などの物価高騰による経営悪化
- 他産業との賃金格差により人材の確保・定着が困難

要望

- 医療・介護・福祉分野の安定的な運営と人材確保を図るため、物価高騰や人件費上昇を診療報酬等の公定価格に適時適切に反映すること。
- 医療機関等の経営圧迫の一因となっている控除対象外消費税の問題について、税制上の抜本的な見直しを含め、適切に対応すること。

いわゆる「高校無償化」に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討

現 状

- 高等学校等の授業料支援制度の改正により、私立高等学校の所得制限の撤廃、支給上限額の引き上げが行われ、公私立問わずほぼ全ての生徒が授業料の支援を受けられるようになった。
- 公立高校について、国は令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針」を公表し、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による支援を予定している。

国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）

「N-E. X. T. (ネクスト)ハイスクール構想」 新しい学校のイメージ

専門高校の 機能強化・高度化	普通科改革を通じた 高校の特色化・魅力化	地理的アクセス 多様な学びの確保
地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、 <u>理論と実践の往還によるカリキュラムの実施</u> 等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校	文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、 <u>実社会につながる生きた授業の実践</u> 等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校	学校の枠を超えて多様な人々と協働し、 <u>社会の課題を主体的に探究・解決できる人材</u> 等の育成を目指し、 <u>柔軟で質の高い学びの実践</u> 等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

課 題

- 人口集中地域以外の地域では、生徒数が減少し、生徒一人当たりにより費用が増加しても、引き続き公立高校が教育基盤としての責務を果たしていく必要があることから、公立高校設置者の財政負担がより増大し、結果として国民の負担増につながる。
- 令和9年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。

要望

- 国の責任において、財政面の負担はもとより、居住地域に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を設計すること。
- 都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による長期的な支援を行うこと。その際、教育改革に伴う施設整備も可能な仕組みとしつつ、既存の教育財源を原資とせず、地方負担のない全額交付とすること。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

行政サービスの格差の状況

- **こども施策を始めとしたさまざまな行政サービスで、東京都と近県との格差が生じている。**
- 東京都は以下の事業を実施しており、埼玉県で実施した場合は、単年度で1,000億円の追加負担が必要。

自治体	保育料等 無償化	こども医療費助成	こどもへの現金給付
東京都	対象：第1子以降（所得制限なし） ※認可外保育施設等も実質無償	対象：0歳～高校3年生 一部負担： 【通院】小学生以上は1回200円 【入院】無料	児童手当に加えて直接支給 対象：18歳以下、所得制限なし 金額：月額5,000円/児
R8予算額	1,101億円	161億円 ※特別区は別途財政調整交付金で措置	1,203億円
埼玉県	対象：第3子以降（所得制限なし） 要件：国の要件を緩和（同時入所） ※認可保育所のみ対象	対象： 【通院】0歳～小学3年生 【入院】0歳～中学3年生 一部負担： 【通院】1医療機関につき 1,000円/月 【入院】1医療機関につき 1,200円/日 ※市町村民税が非課税の場合は免除	実施していない
R8予算額	11億円	48億円	—
東京都と同事業を実施 するために必要な県の 追加負担額	218億円	131億円	651億円

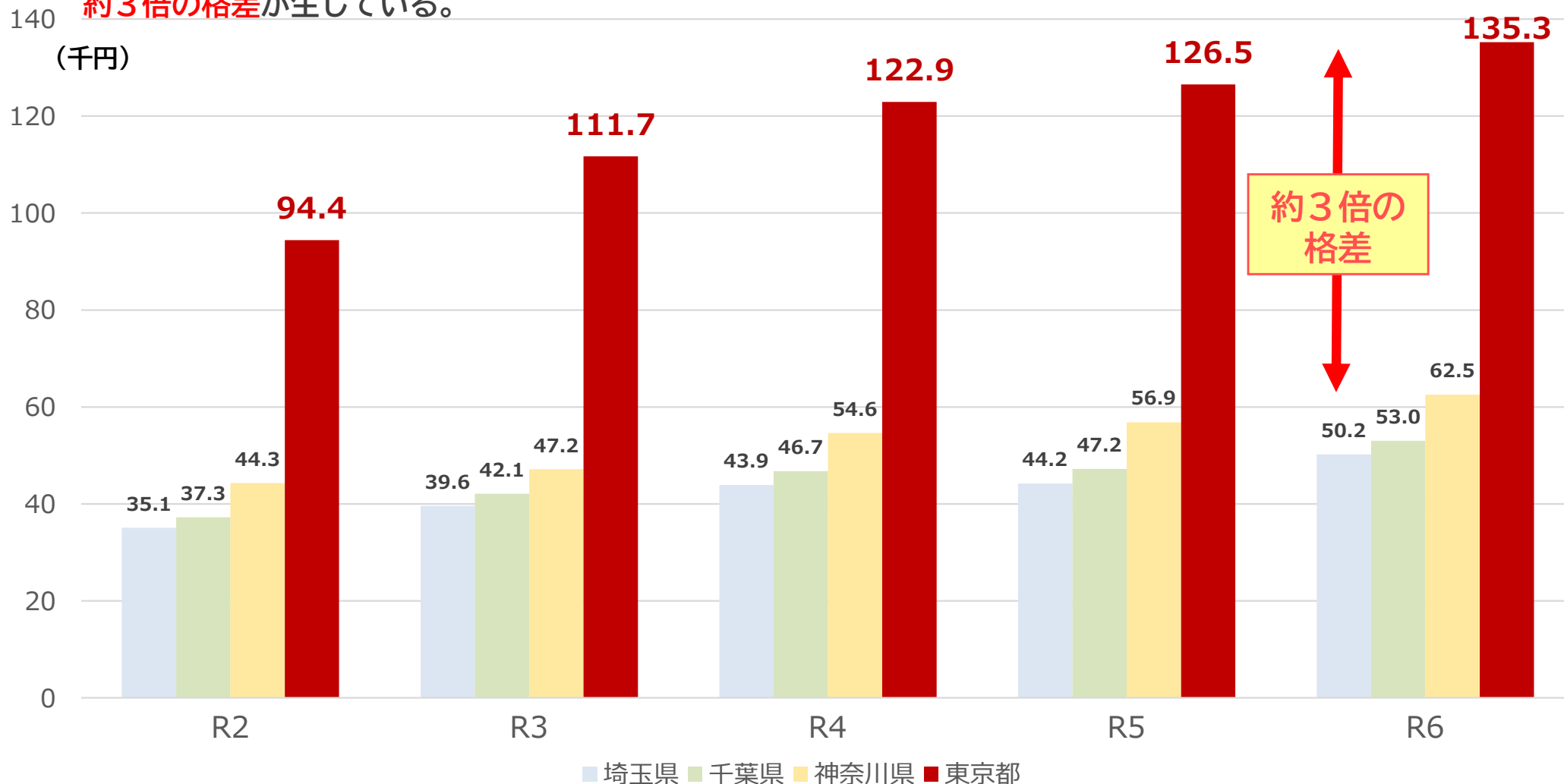
- **埼玉県の財政調整3基金の実質的な残高は350億円*であり、追加負担額を到底賄うことはできない。**

*残高のうち交付税精算措置分等を除いた残高。令和8年度現計予算ベース。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

人口一人当たりの法人関係税額

- 特別法人事業税・譲与税制度の導入後も、人口一人当たりの法人関係税額*でみると、埼玉県と東京都との間で**約3倍の格差**が生じている。



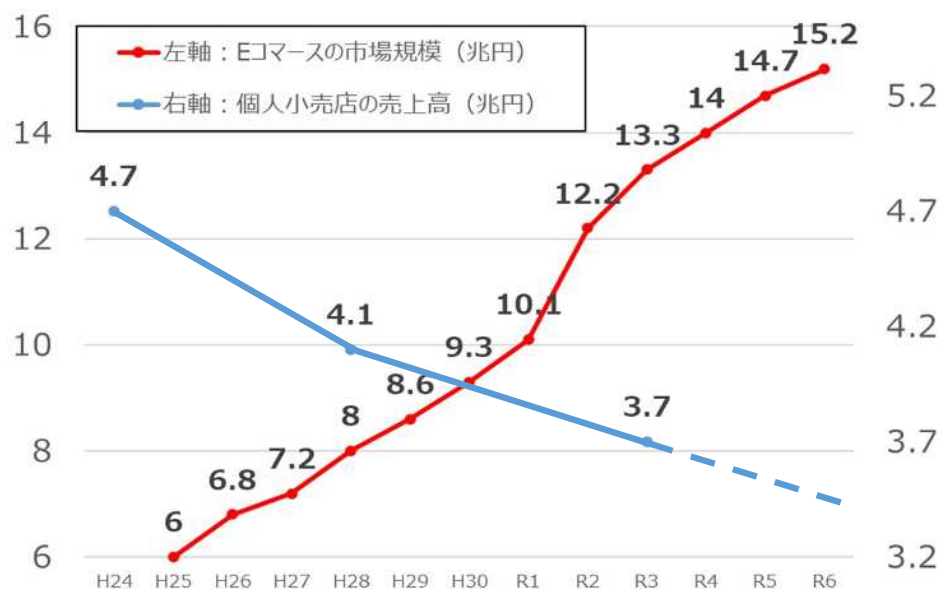
*法人関係税：法人県民税（法人住民税）・法人事業税・特別法人事業譲与税

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

Eコマースの拡大

- Eコマースの市場規模は年々拡大しており、Eコマースは店舗を持たずに事業展開をしているため、従業者数が本社に集中し、税収は東京都に集中する。
- 経済センサスによると、東京都にある事業所が全国のインターネット販売額のシェアの4割以上を占める。

■Eコマースの市場規模の推移と個人小売店の売上高の推移



(出典) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

■インターネット販売 年間商品販売額

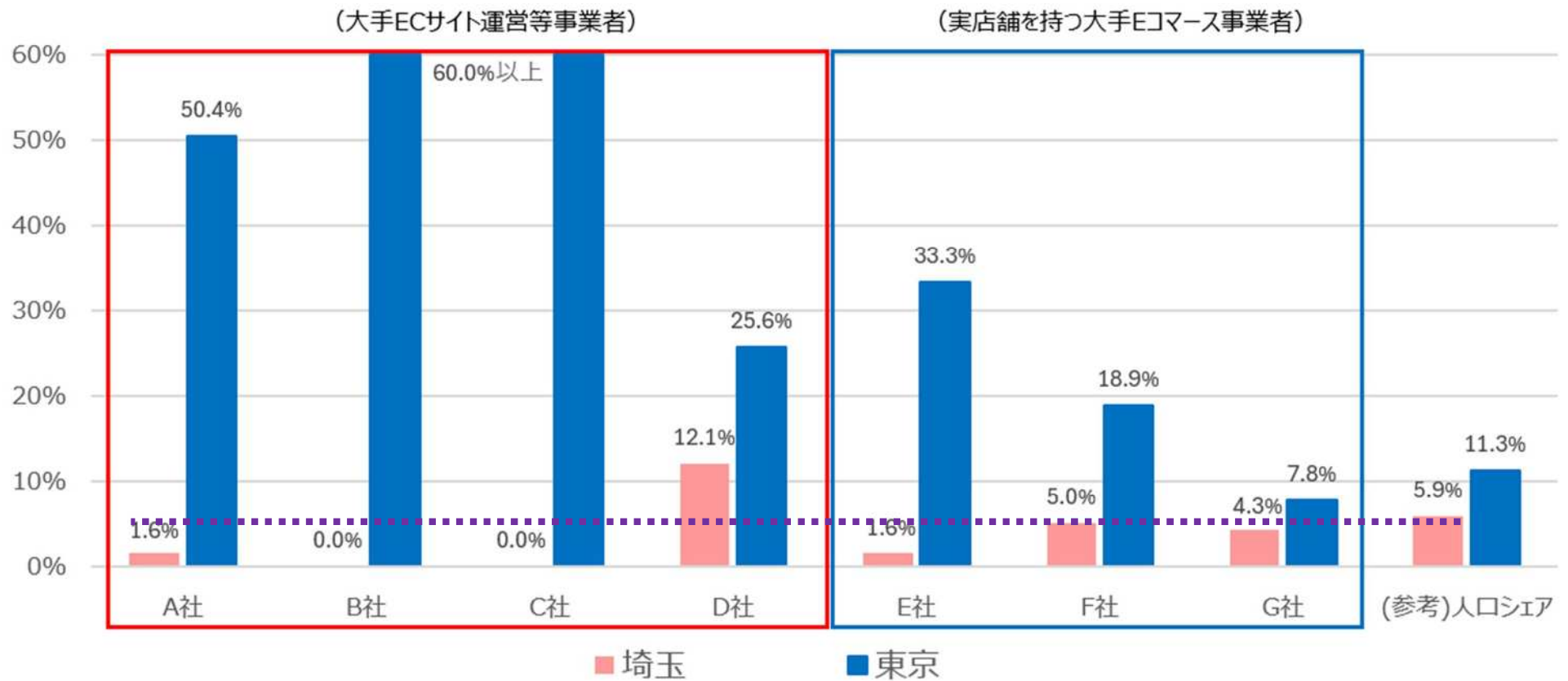
	平成28年		令和3年		差額
	年間商品販売額	全国シェア	年間商品販売額	全国シェア	
埼玉県	1,853億円	5.4%	2,474億円	4.2%	+621億円
東京都	1兆3,722億円	40.3%	2兆4,407億円	41.2%	+1兆685億円
全国	3兆4,091億円		5兆9,252億円		+2兆5,160億円

(出典) 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

- Eコマースの更なる進展に伴い、本来埼玉県の住民サービスの向上に充てられるべき税収を財源として、東京都において給付や補助が都民に対して行われているとすれば、公平性を欠いていると言わざるを得ない。
- このような理不尽な現状は到底容認できるものではなく、適切な偏在是正措置を早急かつ確実に講じる必要がある。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

Eコマース事業者における税収シェアと人口シェアの比較



※地方法人課税の分割基準（従業者数等）のシェア

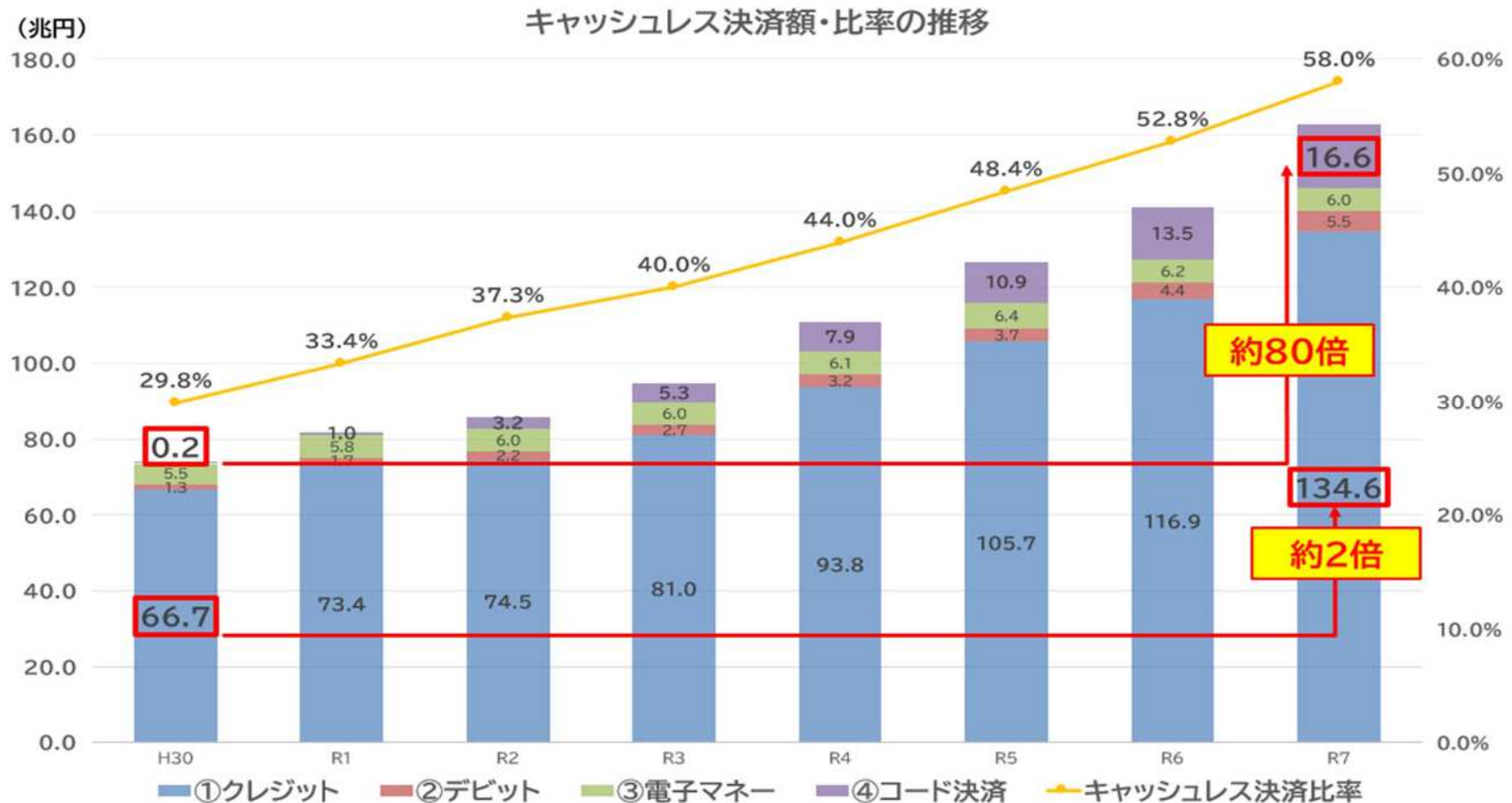


実店舗を持たずに事業展開ができるEコマースの特徴が税収シェアにも顕著に表れており、東京都の人口シェアである約11%を大きく上回る税収が配分されていることが分かる。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

キャッシュレス決済の拡大

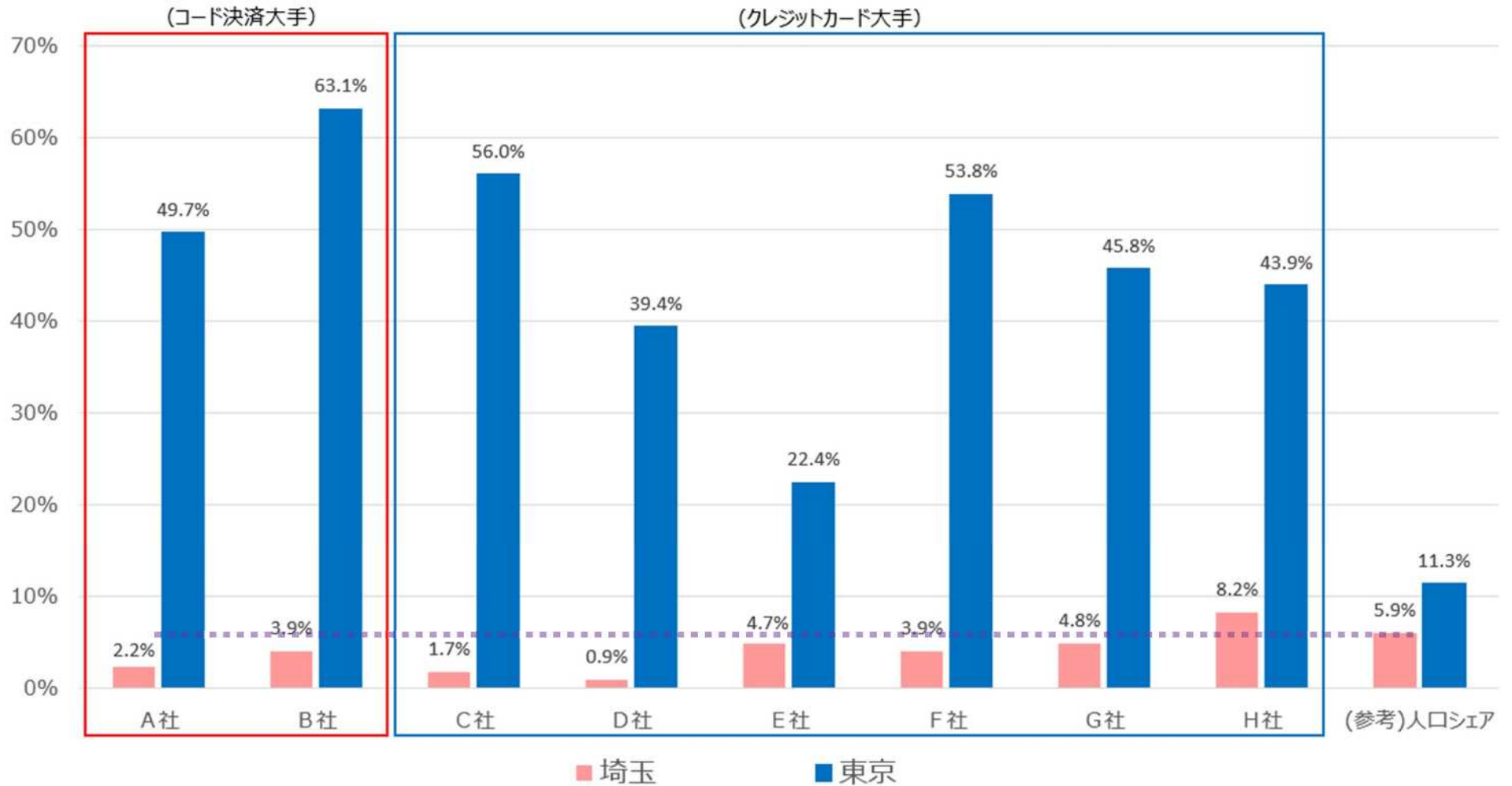
- キャッシュレス決済も年々拡大し、コード決済やクレジットカードは、手数料収入（1～3%程度）が決済サービス提供会社（コード決済）や加盟店契約会社（クレジットカード）に入る。
- そのため、他の都道府県で決済を行った場合でも、決済サービス提供会社や加盟店契約会社の本社が集まる都道府県に、その手数料収入が集中する。



(出典) 経済産業省「2025年のキャッシュレス決済比率」から作成

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

キャッシュレス決済事業者における税収シェアと人口シェアの比較



※地方法人課税の分割基準（従業者数等）のシェア



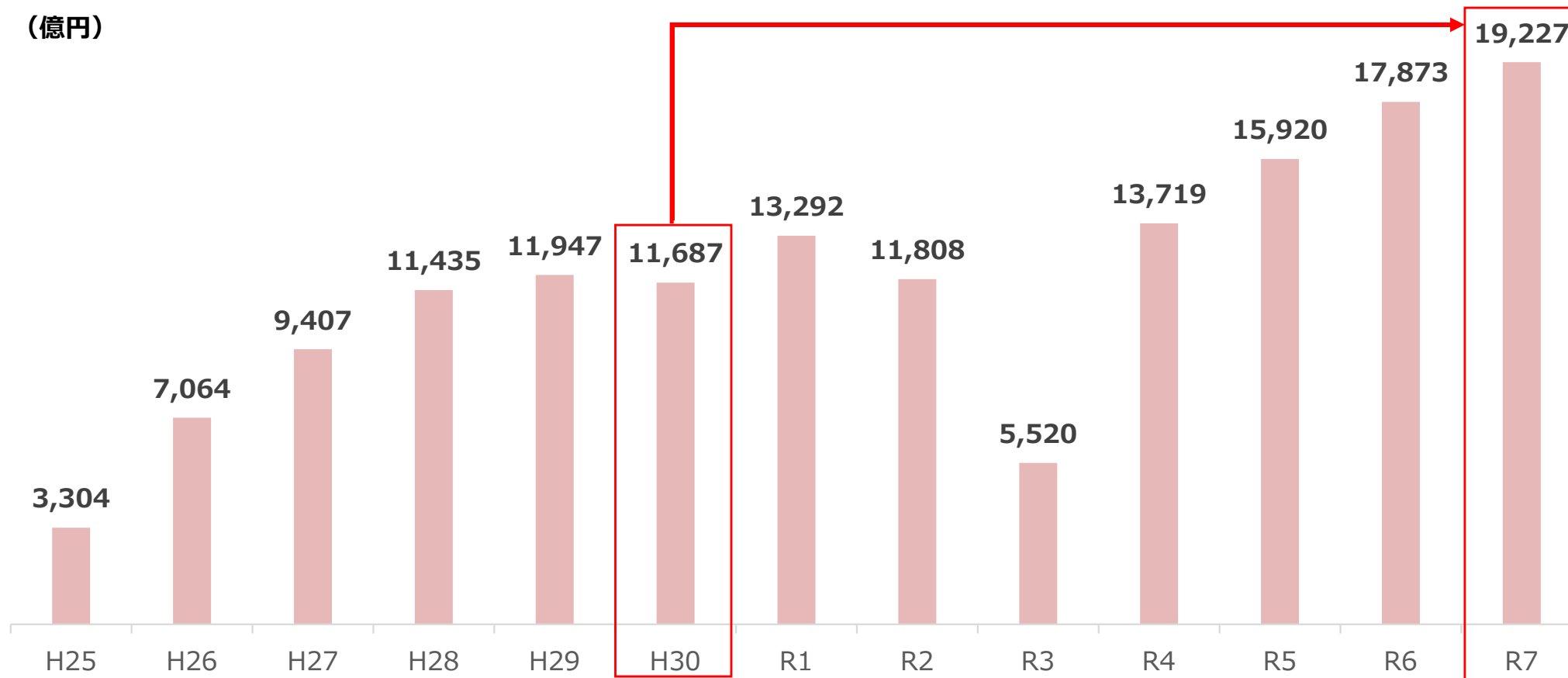
東京都の人口シェア約11%を大きく上回る税収が配分されていることが分かる。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

東京都の財源超過額

- 東京都の地方交付税等の算定における財源超過額*は近年拡大し、令和7年度は約2兆円となっている。
- 特別法人事業税・譲与税制度創設前（平成30年度）の財源超過額である約1.2兆円を大きく上回っている。

(億円)



*財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額

注) 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。
R3～7年度は再算定結果による。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

一人当たり自由に使える財源

- 経常収支比率から算出した人口一人当たり比較的自由に使える財源（経常経費以外に使える財源）*で比較すると、**東京都は本県の7.3倍**になっている。

3県平均と8.1倍の格差



*人口一人当たり 比較的自由に使える財源（経常経費以外に使える財源）

= ((経常一般財源等 + 減収補填債特例分 + 臨時財政対策債) - (経常経費充当一般財源等)) / 人口

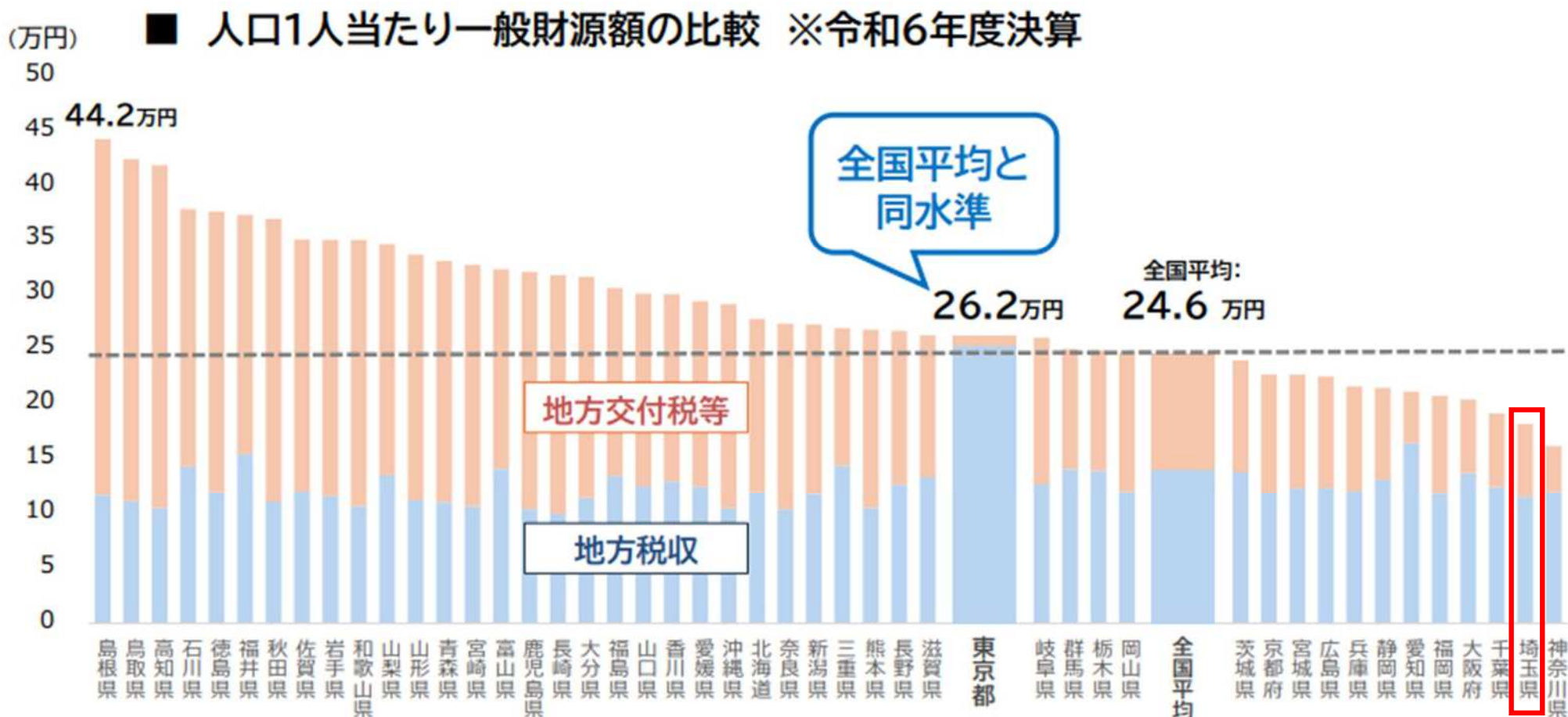
注) 「令和6年度都道府県決算状況調査」(総務省)から作成

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

東京都の主張

東京都の主張

- 地方交付税等を加えた人口1人当たりの一般財源額で比較した場合、都は全国平均と同水準であり、自由に使える財源が潤沢にあるわけではなく、是正すべき「偏在」など存在しない。

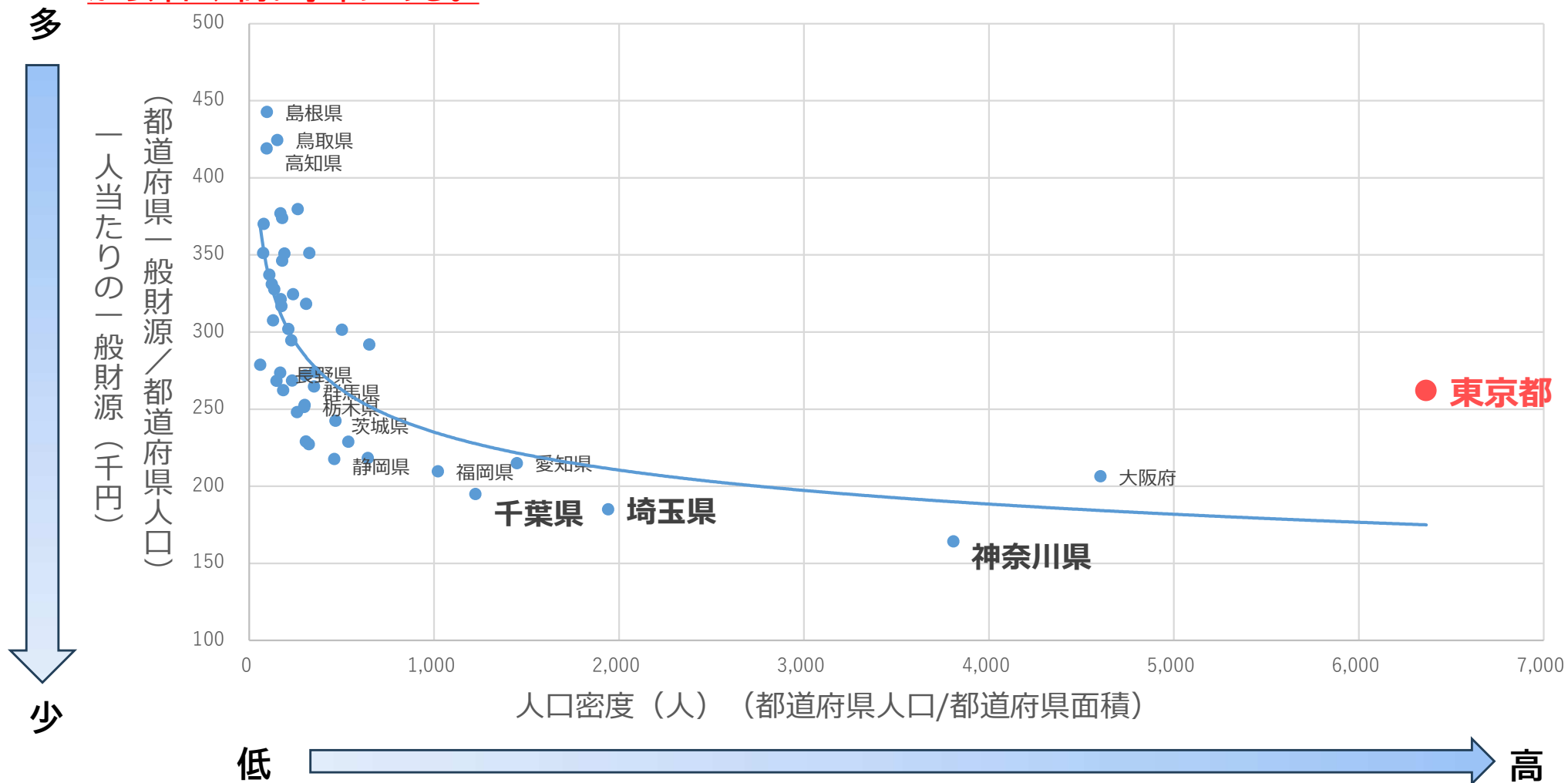


注) 「国と東京都の協議会」第1回 東京都資料から作成

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

一人当たり一般財源額と人口密度

- 通常、人口密度が上昇するほど、一人当たり一般財源額は小さくなる傾向にあるところ、東京都は、その傾向から外れ、高い水準にある。

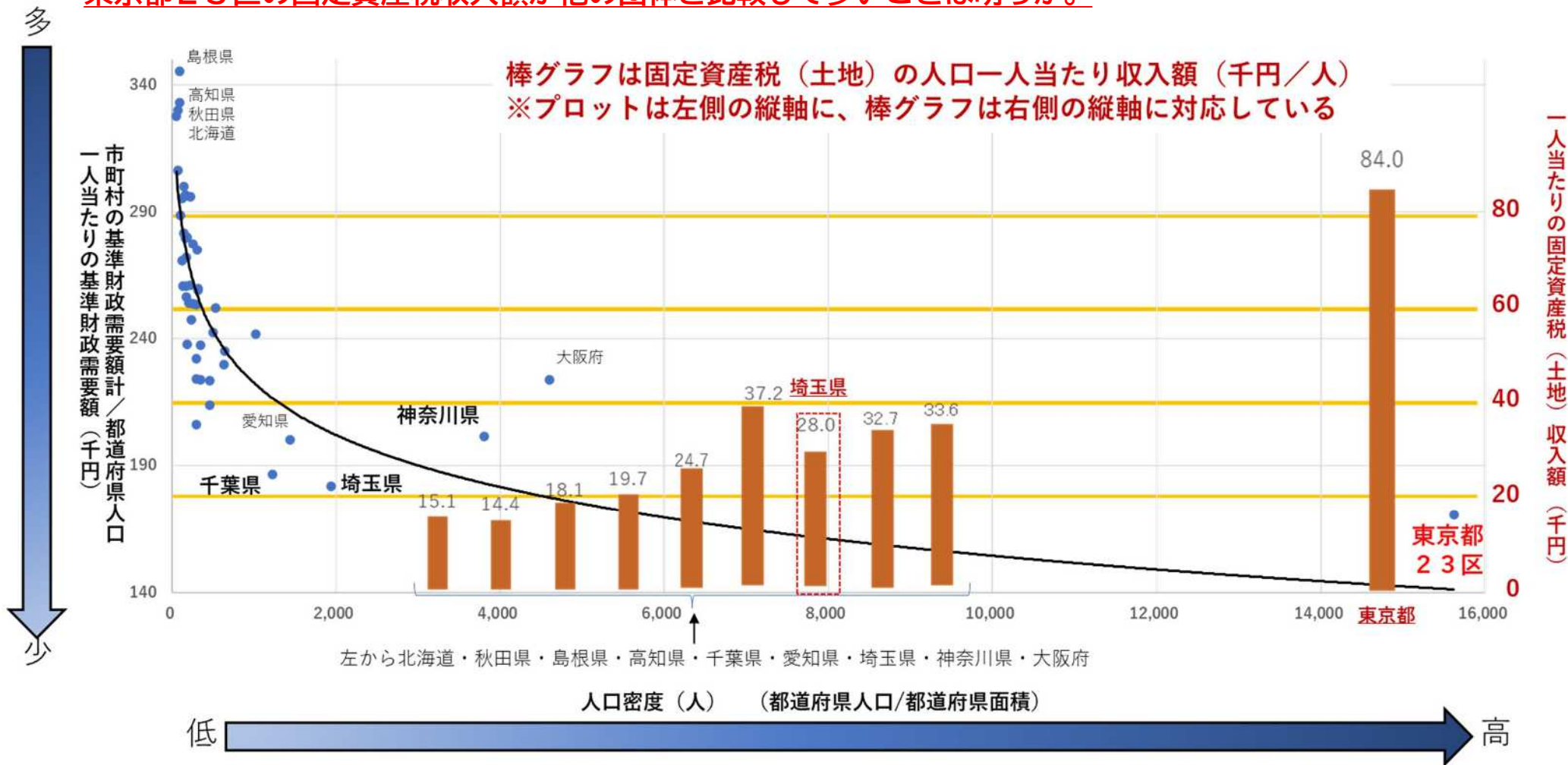


注) 「令和6年度都道府県決算カード」(総務省)から作成

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

固定資産税

- 一人当たりの基準財政需要額（市町村計）と人口密度のグラフに、固定資産税（土地）収入額を落とし込むと、東京都23区の固定資産税収入額が他の団体と比較して多いことは明らか。



注) 令和7年度市町村別基準財政需要額、令和7年住民基本台帳人口、令和8年全国都道府県市区町村別面積調、令和6年度地方財政状況調査 から作成

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

埼玉県の要望活動について

- 東京都のこども施策の動き等を受けて、令和6年度以降は、国への要望活動を精力的に実施。
- 特に、東京都の隣県として共通の問題意識を持つ埼玉県・千葉県・神奈川県の三県での要望活動も実施。

■主な要望活動

年度	要望日	要望活動	主な要望先
令和6年度	令和6年5月7日	三県要望 「居住する地域にとらわれないこども施策の実現及び税源の偏在是正について」	盛山文部科学大臣 加藤内閣府特命担当大臣 松本総務大臣
	同年11月26日	大臣要望	村上総務大臣
令和7年度	令和7年6月4日	大臣要望	古川総務大臣政務官
	同年8月29日	三県要望 「地方一般財源総額の確保・充実及び税源の偏在是正について」 ※右の写真のとおり	村上総務大臣 横山財務副大臣
	同年9月9日	総務省「地方税制のあり方に関する検討会」ヒアリング	総務省
	同年11月13日	大臣要望	高橋総務副大臣

○令和7年8月29日（火）
横山財務副大臣、村上総務大臣



※このほかにも、全国知事会議や九都県市首脳会議などの機会を捉えて、偏在是正の必要性について発信した。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和8年度与党税制改正大綱

【都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築】

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸び代を活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和6年度・7年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めた我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講じる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、その是正に必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

直近の要望活動について

○4月13日（月）
片山財務大臣



○4月13日（月）
林総務大臣



○4月23日（木）
小野寺税制調査会長



要望

- 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和8年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について早急に検討を進めること。
- 特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。
- 税源の偏在是正を含めた地方税財政制度など、国民全体に関わる重要な課題については、個別の自治体との協議に偏ることなく、地方の意見を幅広く捉えた上で、その解決に向けた検討を行うこと。
- 法人の事業活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における事業活動の実態に応じて当該地域の税収となる税体系を構築し、それぞれの地域の財源として活用できるようにすること。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

法人関係税について

- 都道府県における法人関係税については、都道府県が自ら課税する ①法人県民税、②法人事業税、及び国から都道府県へ譲与される ③特別法人事業譲与税がある。
- 法人二税（①②）の東京都シェアは約30%（埼玉県：約3%）、法人関係税全体の東京都シェアは約20%（埼玉県：約4%）

種類	概要	税収額（R6年度決算）
①法人県民税	地域社会の費用について、その構成員である法人に幅広く負担を求めるもの	約5,900億円 (埼玉県：182億円) (東京都：1,846億円)
②法人事業税	法人が行う事業に対して、所得等に応じて課税	約5兆8,900億円 (埼玉県：1,938億円) (東京都：1兆6,401億円)
③特別法人事業譲与税	地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を踏まえ、法人事業税の一部を分離し、国が特別法人事業税として課税し、特別法人事業譲与税として各都道府県に再配分*（詳細は次ページ） * 再配分後 埼玉県：+805億円 東京都：▲6,088億円	約2兆4,900億円 (埼玉県：1,584億円) (東京都：692億円)

（参考）

- 都道府県と市町村に関係するものとして、地方法人税*がある。
* 地域間の税源偏在を是正し、法人住民税法人税割の一部を国税化し、全額を交付税原資に組み入れる。

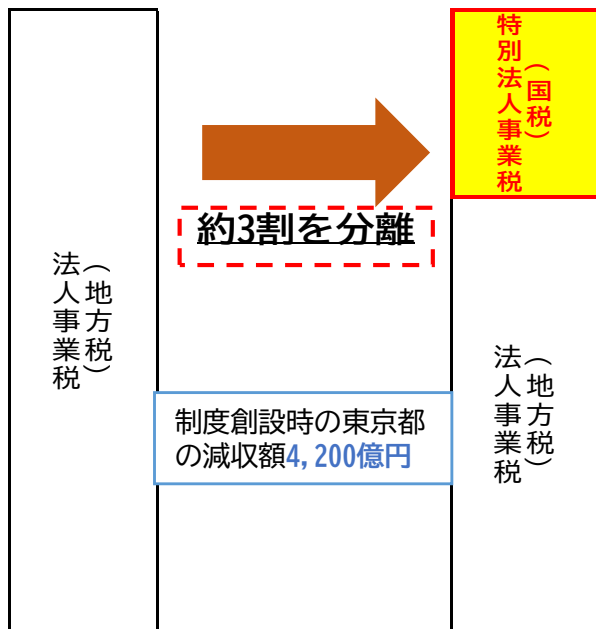
税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

特別法人事業税・譲与税制度について（令和元年度創設）

- 令和元年度に、特別法人事業税・譲与税制度が創設された。
- しかしながら、地方税収が全体として増加する中、税源の偏在により自治体間の財政力格差が一層拡大しており、更なる是正措置が必要な状況にある。
- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、適切な偏在是正措置を早急かつ確実に講じるべき。

●**特別法人事業税・譲与税制度** ※令和元年度税制改正により創設
地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、全都道府県の法人事業税の約3割をいったん国税化（特別法人事業税）し、特別法人事業譲与税として各都道府県に再配分する。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



譲与税として、全額を都道府県に譲与

○譲与基準：人口
※不交付団体（東京都）への譲与制限（25%分のみ譲与）あり

○措置の影響（令和6年度）
※特別法人事業譲与税から特別法人事業税を差し引いた額

- ・ 埼玉県：約 805億円 増
- ・ 東京都：約6,088億円 減

47都道府県中最大

●**特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則 第9条**
政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。